

平成28年第1回

相楽郡広域事務組合議会定例会会議録

(平成28年2月15日)

平成28年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会会議録

○招集年月日 平成28年 2月15日 (月)

○告示年月日 平成28年 2月 8日 (月)

○招集の場所 相楽会館 会議室

○開 会 平成28年 2月15日 (月) 午後2時00分

○閉 会 平成28年 2月15日 (月) 午後4時52分

○出席議員 (13名)

1番	西山 幸千子	2番	尾崎 輝雄
3番	炭本 範子	4番	西岡 政治
5番	大倉 博	6番	小西 啓
7番	宮崎 睦子	8番	森田 喜久
9番	吉岡 克弘	10番	畑 武志
12番	新田 晴美	13番	倉 克伊
14番	杉岡 義信		

○欠席議員 (1名)

11番 杉浦 正省

○会議録署名議員

5番 大倉 博 6番 小西 啓

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名

代表理事 (精華町長) 木村 要 理事 (木津川市長) 河井 規子
理事 (笠置町長) 松本 勇 理事 (和束町長) 堀 忠雄
理事 (南山城村長) 手仲 圓容
会計管理者 (精華町会計管理者) 安岡 誠

○事務局職員出席者

事務局長 福田 全克 主幹 國子 慶順

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 同意第 1 号 相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任について
- 第 4 議案第 1 号 相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第 2 号 相楽消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
- 第 6 議案第 3 号 相楽郡広域事務組合行政不服審査法施行条例の制定について
- 議案第 4 号 行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 第 7 議案第 5 号 平成 27 年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第 1 号）について
- 第 8 議案第 6 号 平成 27 年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 9 議案第 7 号 平成 28 年度相楽郡広域事務組合一般会計予算について
- 第 10 議案第 8 号 平成 28 年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算について

平成28年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会

平成28年2月15日（月）

相楽会館 会議室

（午後2時00分 開会）

○議長　　こんにちは。ただいまの出席議員は13名であります。本日の会議に欠席の通告議員は、11番、杉浦議員、1名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会を開会いたします。

本定例会に傍聴の申し入れがありますので、議長において、これを許可します。

広報用として写真撮影を許可してありますので、御了承願います。

平成28年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、各市町村議会での活動など公私極めて御多用の中、御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

2月も半ばとなり、春の訪れも間近になってまいりましたが、まだまだ厳しい寒さの毎日であります。議員の皆様方には3月議会を控え、公私極めて御多用のところ、御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、本定例会に提案されます案件は、平成27年度補正予算及び平成28年度当初予算など、極めて重要な案件が提案されます。慎重な御審議の上、適切、妥当な結論が得られることをお願い申し上げますとともに、円滑なる議会運営に御協力を賜りますよう、あわせてお願い申し上げます開会の挨拶とさせていただきます。

それでは、代表理事から挨拶を受けます。

木村代表理事。

○木村代表理事　　それでは、平成28年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

昨日と今日とは気候がこれだけ変わるのかなと思うぐらい一転をしておりますけれども、どうぞ皆さんも御自愛をいただきますようお願い申し上げます。また、皆さん方には、3月定例会を控えまして、それぞれ御多用の中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。また、平素は、当組合の運営に何かと御理解、御協力を賜っておりますことに対しまして改めてお礼を申し上げます。

さて、我が国の経済は世界に極めて敏感で、円高と株価安が急激に進み、春闘にも影響するのではと危惧をしております。我々、地方自治体にも影響必至であります。

一方、現在、国会では一般会計の総額が9兆6千700億円余に上ります来年度予算案が審議されております。平成28年度は「経済・財政再生計画」の初年度であり、

「一億総活躍社会」の実現に向けた取り組みや、引き続き地方創生関連の予算措置がなされる一方、税収増を反映し、地方交付税交付金の減額など、私たち地方自治体を取り巻く環境も依然として厳しい状況が続くものと考えております。

また、構成市町村の財政は、地方交付税の抑制や社会福祉関係経費の増加等によりまして、引き続き厳しい状況が続いております。このような中、財源の約72パーセントが構成市町村の分担金である本組合としましては、事務の効率化を図りながら効果的な組合運営を目指し、積極的なコスト削減を図ります一方、し尿処理事業を中心に消費生活センターや休日応急診療所の運営など、住民生活における安心に直接つながる事業を進めているところでございます。

本組合につきましては、昭和56年8月1日に当時の相楽郡衛生管理組合、相楽郡町村事務組合、相楽地区広域町村圏協議会を整理統合され設立以来、本年が設立35周年、また、大谷処理場は昭和46年10月に操業を開始して、今年で45年を迎えます。その節目の年でもあり、新たな課題もございしますが、今後とも相楽地域の広域行政への御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは、ここで、昨年11月16日に開催しました定例議会以降の本組合の主な内容につきまして御報告申し上げます。

1点目は、し尿処理業務についてでございます。し尿及び浄化槽汚泥の搬入量につきましては、下水道の進捗によりまして年々減少しており、平成27年12月末現在で、し尿は前年比10.1パーセントの減、浄化槽汚泥は前年比0.5パーセントの増であり、全体では4.3パーセントの減少となっております。平成13年の施設処理量、1日76キロリットルが42キロリットルまで現在減少をしております。今後も減少していくことが予想されております。

また、大谷処理場運転維持管理業務につきましては、平成17年度より下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法、いわゆる「合特法」の趣旨を踏まえた措置として、し尿・浄化槽汚泥の収集運搬業者で構成されております京都南部環境事業協同組合に委託して、業務を遂行しているところでございます。平成27年度の施設処理及び運転管理は大きなトラブルもなく、水質も良好で、安定的な運転管理が行われ、予定しております修繕工事も終了しております。

また、平成26年度には「大谷処理場施設整備構想」を策定しましたが、今年度は「生活排水処理基本計画」を策定しております。本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、生活排水処理基本計画策定指針に沿って策定するものでございまして、相楽地区全体の生活排水処理に係る基本方針を定めるものでございます。この計画は平成28年度を初年度として、平成42年度を目標年次とする15年間を計画期間とするものでございます。策定に当たりましては、構成市町村から提出のあった人口推計を基本

とし、過去の実績の推移や今後の処理形態別人口をシミュレーションしたものを市町村にフィードバックし、調整を図った上で取りまとめをし、今後の大谷処理場の基幹改良工事に向けた施設規模の設定の基礎数値とすることなど、現在、取りまとめの最終段階に来ております。なお、計画が策定でき次第、議員の皆様方には送付させていただくこととしております。

2点目は、相楽消費生活センターについてでございます。平成27年12月末現在の相談件数につきましては468件、1日平均2.6件の相談であります。前年と比較しますと70件、17.6パーセントの増となっております。

相談内容につきましては、ほぼ全国的な相談内容と同じ傾向で、一番多い相談はスマートフォンの架空請求やワンクリック請求といった相談で94件、続いて、プロバイダー契約等のインターネット通信サービスの相談で28件となっております。3番目に多い相談は、架空請求メールや多重債務に関する相談で21件となっております。年齢別では、契約者が60歳以上の相談件数が175件と、約37パーセントを占めております。高齢者を狙った消費生活トラブルの相談が数多く寄せられ、中には高額な契約や次々と不必要な商品を買わされた深刻な相談もあり、高齢者と日常的に接している身近な方々の見守りが重要となっております。

消費者教育及び啓発事業といたしまして、本年度も自立した賢い消費者の育成を目指し、10月から11月にかけて消費生活講座を4回開講し、延べ84人の方が参加いただきました。また、京都府と構成市町村等との共催によります山城地域消費生活リレー講座を10月に引き続き、今月19日の26日には精華町役場で、『知っておきたい「マイナンバー制度」の基礎知識』、『終の棲家を考えよう』などのテーマで、延べ57人の参加のもと、開催を予定しております。また、2月7日には『第23回相楽の文化を創るつどい』が出演者127人、御来場者約250人の参加のもと開催され、第1部では京都府との共催で消費生活講座として、啓発落語を落語家、林家染二氏に演じていただくとともに、本センター相談員によります講座を行いました。第2部は、10団体出演によります舞台発表が行われました。さらに悪質商法等に関する意識を高め、消費者被害を防止するため、消費生活出前講座を本年3月までに計15回、約350人の方々を対象に実施する予定となっております。また、本年度も昨年度に引き続きまして、各市町村等のイベントや消防フェアに本センターのブースを出展させていただき、消費生活無料相談会とあわせて本センターのPRを行いました。

なお、これらの消費生活センター事業の大部分は、京都府消費者行政活性化事業費補助金を活用させていただいておりますが、今年度分につきましては、昨年11月16日に交付申請どおりに712万1,000円の交付決定があったところでございます。

また、改正消費者安全法が平成28年4月1日から施行されることに伴いまして、消

費生活センターを設置する地方公共団体は、消費生活センターの組織及び運営に関する事項、消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理に関する事項につきまして、内閣府令で定める基準を参酌して条例を定めなければならないこととなっておりますことから、後ほど条例制定につきまして議案を提案させていただきます。

3点目は、相楽休日応急診療所についてでございます。平成27年12月末現在での受診者数は467人、1日当たりの受診者数は平均しますと9人であります。年末年始の受診者数は、インフルエンザの流行がなかったこと等によりまして昨年度より大幅に減少し、5日間で67人、1日当たり平均13人が受診され、昨年度の平均35人を大きく下回りました。

ただし、京都府は2月4日にインフルエンザの感染が拡大しているとして、府内全域に注意報を発令されました。当診療所におきましてインフルエンザの受診者が増加してきており、2月7日には、32人の受診者のうち19人がインフルエンザでありました。

また、新年度から調剤業務につきましては、年末年始のみ薬剤師を2人体制とすることとし、去る12月5日開催の休日応急診療所運営委員会において決定されましたことを受けまして、予算計上をさせていただきました。

4点目は、相楽会館についてでございます。御承知のとおり貸室は大ホールのみで、平成27年12月末現在の実績は28件、2,826人の利用でありました。

5点目でございますが、特別会計のふるさと市町村圏振興事業では、ホームページにより本組合が保有します情報の発信をしております。

なお、基金の運用としましての定期預金が平成28年度末で満期となります。平成28年度になりましたら、早期に、より具体的な今後のあり方を検討する予定といたしております。

以上が今日までの経過でございます。

本定例会に提案いたします議案につきましては、平成28年度一般会計予算及び特別会計予算など9件でございます。

以上、報告とさせていただきます。どうか議案それぞれ、よろしく願いいたします。終わります。

○議長 ありがとうございました。

議事日程の報告を申し上げます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第128条の規定により、議長において指名します。

5番議員、大倉博君、6番議員、小西啓君を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る2月2日開催の議会運営委員会において本日1日間とすることで決定されておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第3、同意第1号、相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任について議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事。

○木村代表理事 それでは、同意第1号を提案させていただきます。

同意第1号、相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任について。

相楽郡広域事務組合公平委員会委員に下記の者を選任したいから、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるため提案させていただきます。

お名前は、村城康裕様でございます。お住まいは相楽郡和束町大字別所小字葭谷2番地で、生年月日は昭和8年1月19日でございます。経歴等につきましては、ここにお示しをさせていただいておりますように和束町の議会議員を4期務められまして、その後、公平委員会委員、そしてまた委員長として務めておられました。その後、広域事務組合の公平委員、そして今日まで委員長として務めていただいている方でございます。

なお、任期は4年ということでございます。

提案理由は先ほど申し上げましたとおり、地方公務員法の9条の2第1項の規定により提案させていただくものでございます。

御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。終わります。

○議長 以上で議案の提案説明が終わりました。

この案件は人事案件でもあり、質疑・討論を省略し採決することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、この採決は挙手によって行います。

原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第4、議案第1号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事。

○木村代表理事　　それでは、議案第1号を提案させていただきます。

議案第1号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別添のとおり定めます。

平成28年2月15日提出、相楽郡広域事務組合代表理事。

提案理由でございます。一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与につきましては、平成27年8月6日に人事勧告がなされ、平成28年1月20日に給与法改正案が成立いたしました。本組合職員の給与についても、国家公務員に準拠していますことから、国と同様に月例給、地域手当及び期末勤勉手当を改定する必要があるため、職員の給与条例の一部を改正するものでございます。

なお、詳細につきましては事務局長から説明をさせますので、御審議の上、原案のとおり可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長　　提案理由の説明がありました。補足の説明を求めます。

事務局長。

○福田事務局長　　事務局長の福田でございます。

それでは議案第1号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明を申し上げます。

先ほどの代表理事からの提案説明にもございましたとおり、本組合職員の給与につきましては国家公務員に準拠しておりますことから、国における人事勧告と同様に所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしまして、まず別表第2、第3条関係の給料表を平均0.4%引き上げ、特に1級の初任給を2,500円引き上げ、若年層についても同程度の改正、給与制度の総合的な見直し等により高齢層における官民の給与差が縮小することとなることを踏まえ、それぞれ1,100円の引き上げを行います。

次に、ボーナスについても民間の支給割合に合わせ4.10月分から4.20月分に変更いたします。

また、地域手当にありましても、支給割合について給与制度の総合的な見直し後の支給割合と見直し前の支給割合との差に応じまして、4%から5%に引き上げとなります。この地域手当の関連資料としまして本日お配りの、議案第1号参考資料もあわせてご覧いただきたいと思っております。

施行期日につきましては、第1条の規定は公布の日から施行し、平成27年4月1日

から遡及適用し、第2条の規定は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第1号の補足説明とさせていただきます。

○議長 以上で議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑がなければ終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長 挙手全員であります。

よって議案第1号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第2号、相楽消費センターの組織及び運営等に関する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事。

○木村代表理事 それでは、議案第2号を提案させていただきます。

議案第2号、相楽消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について。

相楽消費生活センターの組織及び運営等に関する条例を別添のとおり定めます。

平成28年2月15日提出、代表理事。

提案理由でございます。

改正消費者安全法が平成28年4月1日から施行されることに伴いまして、消費生活センターを設置する地方公共団体は、消費生活センターの組織及び運営に関する事項、消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理に関する事項につきまして、内閣府令で定める基準を参酌して条例を定めなければならないこととなっておりますことから制定するものでございます。

なお、詳細につきましては事務局長から説明をさせますので、慎重な御審議の上、原案のとおり可決いただきますようお願いいたします。

○議長 提案理由の説明がありましたが、補足の説明を求めます。

事務局長。

○福田事務局長 事務局長の福田でございます。

それでは、議案第2号、相楽消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定についての補足説明を行います。

初めに、条例制定が義務づけられた背景について御説明をいたします。平成21年に制定された消費者安全法が消費者を取り巻くさまざまな環境の変化に対応するため、平成26年6月に地方消費者行政に係る重要な条項について大幅に改正がされました。この中で地方自治体が消費生活センターを設置する場合には、その組織、運営等については条例で定めなくてはならないとしたものでございます。

主な理由といたしましては、2点ほどございます。1点目は全国で消費者被害が発生しており、消費生活相談の質を全国的に確保すること、2つ目でございますが、消費生活相談等の事務の実施により得られました情報等を地方公共団体間でやりとりすることが可能性として出てきましたことから、より適切な情報管理体制を構築することと、このようにされておるものでございます。

消費生活センターにつきましては、国の地方消費者行政活性化基金の活用によりまして地方自治体が設置しておりますが、その数は平成27年4月1日現在で、全国で786センターございます。その立場は、設置要綱等で定める自治体があるなど必ずしも明確ではなく、本組合では、平成22年3月に「相楽消費生活センターの設置及び運営に関する規則」を定めまして、消費生活センターを設置したところでございます。

今回の改正消費者安全法に伴いまして、引き続き消費生活センターを設置するために必要となります条例につきまして制定するものでございます。

条例制定に当たりましては内閣府令で定める基準を参酌して定めることが求められておりまして、議案の第3ページにも書いておられますとおり、当組合におきまして参酌基準により参酌結果を記載しておりますけれども、特に本組合におきましては、独自の基準は設置すべき特別な事情または地域の特殊性がないことから、特別な条項は設けず、当該内閣府令で定める基準に沿った形で制定したものでございます。

それでは、条例について説明をいたします。

条例は、全8条で構成されております。

第1条は、消費者安全法第10条の2第1項の規定に基づき条例を制定するものであることを規定しております。

第2条は、消費生活センターを設置、または当該事項を変更したときは、名称、住所、相談の業務を行う日時を告示することを規定しております。

第3条は、消費生活センターにはセンター長及び職員を置くことを規定したものでございます。

第4条は、有資格者の配置を規定したものでございます。

第5条は、相談員の人材確保及び処遇の確保を規定したものでございます。

第6条は、消費生活相談等の事務に従事する職員に対しまして、研修の機会を確保することを規定したものでございます。

第7条は、情報の安全管理について規定したものでございます。

次ページをお願いいたします。

第8条は、条例施行に関しまして必要な事項は規則で定めるとしたものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は改正消費者安全法の施行日に合わせまして、平成28年4月1日とするものとなります。

以上、議案第2号の補足説明といたします。

○議長 以上で議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

西山さん。

○西山議員 すみません。丁寧な説明で、すごくよくわかったんですけども、2点ほど、お伺いしたいと思います。

消費生活センター長というのが、3ページに書いてあります参考資料では事務局長が担当するとなっておりますけども、ほかのところでもそうなのかどうかというところを教えてくださいたいと思います。人数がふだん3人でやってらっしゃる中で、資料集などで見ましたら、先ほど説明の中にもありましたけども、地域との見守りネットワークの連携みたいなものが新たに、今後大きく変わってくる、ふえるような気がするんですね。組織をきちんと条例化しないといけないという中では、特段、今まであったものをきちんとそろえる条例化というところもあるんですが、今後のことを含めて人員体制も、これでやっていけるのかどうかという懸念もあります。その2点、説明いただきたいと思います。今後の方向性とあわせて。

○議長 事務局長。

○事務局長 1番、西山議員の御質問でございます。

1点目がセンター長、条例の第3条でございます。センターにはセンター長及びセンターの事務を行う職員を置くということの規定の内容でございまして、当組合のほうで検討の結果、3ページにありますようにセンター長を事務局長が兼務するというところで今考えておるところでございますし、並びに職員につきましても、御質問のとおり3名でございますので、専属の職員は配置できませんので兼務職員で配置をする計画でございます。ほかのセンターの状況ということでございますけれども、全国の状況は承知しておりませんが、京都府内で現状を確認していきますと、専属のセンター長を置いておられる団体という意味では、京都府、京都市、そして八幡市が再任用の職員でセンター長を専任で置いておられるという情報は聞いておりますが、その他の市町村センターに

おきましては、所属の課長が4月1日からはセンター長になられるというようなところで情報を得ておりますので、当組合におきましてもセンター長を専属で置いていただくという状況というのは、この時点ではちょっと難しいというふうに判断をしましたので、現状と同じく事務局長が兼務をするという形で提案をさせていただくというのが現状でございます。

さらには、見守りネットワークという事業が入ってくるわけございまして、具体的には4月1日に施行されます消費者安全法、この第8条第2項のところに市町村は次に掲げる事務を行うというところで義務がうたわれてるわけですが、この4月1日からは1項ふえまして、「消費者安全の確保に関し、関係機関との連絡調整を行うこと」というような業務が当センターの業務、事務組合の業務として入ってきたわけでありまして、それらのような業務に対応すべく体制を強化していくと。後に当初予算でも説明をさせていただきますが、京都府のほうも活性化補助金を活用してアルバイト1名の補充をしていただくような提案をさせていただいているところでございますし、各市町村の御期待に応えられるよう頑張っていきたいとは思っておりますが、現状は職員3人中で、条例に基づいて事務局長がセンター長を兼務するという形で進めていきたいと、このように考えておるところでございます。

○議長 西山さん。

○西山議員 1つ目のところ、府内では府と市と八幡市だけだという形で、あとは、それなりに努力をしながらというところというのは確認しました。こちらのほう、いつもおっしゃられるように少ない人数でやっていただいているんですが、ドンドン仕事の幅が広がりますし、それこそ4月から見守りネットワークという形でのものが大きく携わらないといけなくなってくるという中では、その部分がやっぱり心配でありますけども。消費生活センターの位置づけというか、価値が、今、特に皆さんからもニーズがありますし、すごく価値のある場面も出てきますので、後で予算のときに、考えていただいているということで、ちょっとほっとしました。

今後も、大変だとは思いますが、こういう形の条例で、きっちり私たちも常に見て、それこそうまく回るような形でやっていきたいと思っておりますし、その部分はお願いしておきます。代表理事には、そういう職員の体制も含めて、今後のことがすごく重要になってきますので、そこは改めてお願いしたいと思います。

それでお答えがあれば、よろしく申し上げます。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 御質問ありがとうございました。いずれにしましても消費者行政に係ります、そうした地方自治体の環境が大きく変化をしております。そういった中で新しい取り組みがなされてくるということでございますので、構成団体、構成市町村と十

分協議をしながら、当センターの役割をきっちり果たしていきたい、このように考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長 西山さん。

○西山議員 ごめんなさい。見守りのほうの部分が特に自治体の理事さんたちが入っていただいているので、今後こういうのが具体化されるというのは御存知だと思うんですけど、やはり担当課とか、そういった話はドンドン進めていってほしいと思います。わかってないところもありましたので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号、相楽消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は、挙手によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長 挙手全員であります。

よって議案第2号、相楽消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第3号、相楽郡広域事務組合行政不服審査法施行条例の制定について、及び、議案第4号、行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを一括して議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事により提案理由の説明を求めます。

木村代表理事。

○木村代表理事 それでは、議案第3号と4号を一括して提案させていただきます。

議案第3号、相楽郡広域事務組合行政不服審査法施行条例の制定について。

相楽郡広域事務組合行政不服審査法施行条例を別添のとおり定めます。

平成28年2月15日提出、代表理事。

提案理由でございます。

平成28年4月1日から施行されます行政不服審査法の全部改正に伴いまして、同法第81条第2項の規定に基づき設置する審査会の組織及び運営、その他、同法の施行について必要な事項を定める条例を制定するものでございます。

続きまして、4号の提案説明を申し上げます。

議案第4号、行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてでございます。

行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別添のとおり定めます。

平成28年2月15日提出、代表理事。

提案理由でございます。

平成28年4月1日から施行されます行政不服審査法の全部改正に伴い、改正の必要となる関係条例を一括して、一本の整備条例として定めるものでございます。

以上、議案第3号と第4号の概要を申し上げまして、提案説明とさせていただきます。慎重な審議をいただく中で御可決賜りますよう、お願い申し上げます。

細部につきましては、事務局長から説明をさせます。

○議長 提案理由の説明がありました。補足の説明を求めます。

事務局長。

○福田事務局長 事務局長の福田でございます。

それでは議案第3号、相楽郡広域事務組合行政不服審査法施行条例の制定について、議案第4号、行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての補足説明を行います。

初めに、条例制定の背景と趣旨について御説明をいたします。

平成26年6月13日に全部改正されました行政不服審査法の施行に伴いまして、行政不服審査制度における不服申し立て手続の審査請求への一元化や審理手続の公正性及び透明性を高めるため、審理員制度の導入、また採決の客観性及び公正性を確保するために審査庁の判断をチェックする第三者機関、行政不服審査会を設置することや、審理手続における審査等の写しの交付手続が保障されることになりました。これを受け、本組合の条例等の整備を行うものでございます。

それでは議案第3号、相楽郡広域事務組合行政不服審査法施行条例の制定について御説明をいたします。1ページをお願いいたします。

条例は全8条で構成されております。

第1条は、この条例の趣旨を定めております。

第2条は、審理手続における書類等の写しの交付及び手数料に関する規定を定めております。

第3条は、第三者機関である行政不服審査会の設置を規定したものでございます。

第4条から第7条までは、行政不服審査会の設置、組織及び運営等を規定したものでありまして、行政不服審査会は委員5人以内で組織すること、委員、会長、会議につい

て必要な事項を定めております。

第8条は、条例施行に対し必要な事項はそこで定めることとしたものでございます。

附則第1項は、条例の施行日を改正行政不服審査法の施行日に合わせまして、平成28年4月1日とするものでございます。

附則第2項は、相楽郡広域事務組合特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。このたびの行政不服審査会の会長並びに委員の報酬額を定めるものでございます。

次に議案第4号、行政不服審査法の全部を改正する法律の制定に伴う改正条例の整備に関する条例について御説明申し上げます。1ページをお願いします。

この条例改正の内容といたしましては、改正行政不服審査法の施行に伴う関係条例の一部改正でございます。

第1条は、相楽郡広域事務組合情報公開条例の一部改正、第2条は相楽郡広域事務組合個人情報保護条例の一部改正、第3条は相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部改正でございます。これらは改正法の施行に伴う条文中の本文整理を行うものでありまして、第1条及び第2条では、各条例に基づく審査請求については審理員制度を適用除外とする規定を加えるものとしております。

附則といたしまして、この条例の施行日を改正行政不服審査法の施行日であります平成28年4月1日とするものでございます。

なお、条例の制定に当たりましては、構成団体、構成市町村とも十分協議をさせていただき、特に代表理事の精華町の担当課と十分内容を詰めまして整備したものでございますので、つけ加えさせていただきます。

以上、議案第3号及び議案第4号の補足説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長 以上で議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑は一括して行います。議案第3号、相楽郡広域事務組合行政不服審査法施行条例の制定について、及び、議案第4号、行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての質疑はありませんか。

西山さん。

○西山議員 ちょっとわかりづらいなと思いながら、添付資料集の36ページのところを見せてもらいました。改正後のイメージ図というのが一番わかりやすいかなと思いながら見せてもらったんですけども、この審理員という方には、どのような人が例えば具体的に当たることになるんですかね。処分に関与していない職員を審理員に指名し、審理手続を実施となってるんですけども、その方がどの方になるのかというところの部

分が1つ質問したいんですけど。ちょっとイメージできないので、それをお願いしたいのと、議案3号のほうの審査会の委員5人、その方たちは第1号、第2号という形で説明されてますけれども、第2号は専門的な知識というところでよくある学識経験者の方をお願いするのかなというふうに思うんですが、第1号に当たる方というのは、どんな方がなられるのかというところの説明をお願いしたいと思います。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 1番、西山議員の御質問が2点ございました、答えさせていただきたいと思います。

まず1点目の審理員の指名といいますか、どういう職員を充てるかという御質問でございます。実は、この法律は4月1日から施行されまして、構成市町村もこの3月議会に一斉に条例提案をされるというふうに聞いております。私どもの事務組合が一番初めに提案をさせていただく形になるのかなと思っておりまして、この審理員の職員をどのような方に充てるか、また第三者機関をどのように設置するかということも構成団体と十分調整をした結果でございます。1点目の審理員につきましては、この改正行政不服審査法におきましては、改正前においては審理する方が特に規定がなかったわけです。39ページにありますように現行では、右側、特に審理を行う者についての規定なしと、こういうふうに書いてございます。ただし左側、改正後には、審理員は原処分に関与していないなどの除外事由ありということになっておりますので、審理員になる職員につきましては、職員のうち処分に関与していない者が審査請求人と処分庁の主張を公正に審理する、こういった形の方になるということですから、先ほどからの御質問と関連しますが、私どもの職員は3名でございます。案件が出てきますと全てのこの3人はかかわる形になりますので、今の職員の中で審理員を置くことは法的にはできないというふうに考えられますので、構成市町村の職員を併任していただく辞令を出していただいて、案件が出たごとに構成市町村から職員を派遣していただくと、もしくは、法律家を審理員とすることもできるというふうなことでございますので、具体的には弁護士を、その案件が出たときに非常勤職員として雇い入れて審理をしていただくということも考えられるわけでございますし、今、構成団体の状況を確認していきますと、木津川市では、審理員につきましては市の職員で調整されていると聞いております。精華町におきましては弁護士で調整をされているというふうに聞いておりまして、笠置町、和束町、南山城村につきましても、職員で審理員をとということで調整されているという状況でございますので、私どもも審理員を4月1日からどなたにするかということも、まだ実は決めておりませんので、4月1日の条例施行、法施行までには十分構成団体と調整をとっていきたい、このように考えているところでございます。ただ、弁護士となりますと、その予算化も必要になりますし、その辺の予算化は現状、後の当初予算には

入っておらないのが現状でございますので、一応、現状での各構成団体の職員を併任で来ていただくと、このように考えているところでございまして、4月までに引き続き調整をさせていただくということになります。

それから2点目でございますけども、議案第3号の組織、第5条の第1号ですね。相楽郡広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会の委員の方の中から代表理事が委嘱するということになってございます。現状、情報公開・個人情報の審査会の委員が5名いらっしゃいまして、1名は京都弁護士会から推薦していただきました弁護士の先生、あと4名につきましては、構成団体、構成市町村から推薦をいただきました方4名、うち精華町からは大学の教授先生をお願いしておりまして、こういう方が今おられるわけです。その5名の中からこの審査会の委員に代表理事が委嘱するというところで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 西山さん。

○西山議員 3号議案のほうはわかりましたが、精華町のほうが大学の先生ということですけど、第2号とちょっとかぶるのかなと思いつつ聞いてたんですけども、その審理員、先ほどから全てに審理員がかかわるということで、この行政不服審査というのがなければいいんですけど、あった場合というためのもので制定されてる、その中で絶対関与する職員になってしまうというところが、お聞きしてて、なるほどなと思ったんです。なるべくなければいいけど、あればということも含めて、きちっと、それは今後になるでしょうけれども進めていただきたいと思います。こういうところも含めて、やはり人数的には大変なんじゃないかなというのが、この条例を見ても思うところで、これもお願いになりますけど、今後のこともそういった形で進めていただきたいと思います。

以上です。もう答弁は結構です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。討論は1件ごとに行います。

まず議案第3号、相楽郡広域事務組合行政不服審査法施行条例の制定についての討論はありませんか。

討論なしと認めます。

続きまして議案第4号、行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

採決は案件ごとに行います。

まず議案第3号、相楽郡広域事務組合行政不服審査法施行条例の制定についてを採決します。

この採決は、挙手によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長 挙手全員でございます。

よって議案第3号、相楽郡広域事務組合行政不服審査法施行条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に議案第4号、行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを採決します。

この採決は、挙手によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長 挙手全員であります。

よって議案第4号、行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第5号、平成27年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事。

○木村代表理事 それでは、議案第5号を提案させていただきます。

議案第5号、平成27年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第1号)について。

平成27年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第1号)を別添のとおり定めま
す。

平成28年2月15日提出、代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。

今回の一般会計補正予算(第1号)は、歳入歳出予算の総額が歳入歳出それぞれ

1,287万7,000円を減額し、補正分の総額を3億8,512万3,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の内容でございますが、まず歳入につきましては、分担金は982万8,000円の減、負担金は458万円の減、使用料で7万円の減、手数料で83万4,000円の増、繰越金は76万7,000円の増となっております。

次に歳出では、総務管理費で1万6,000円の増、保健衛生費で123万5,00

0円の減、清掃費で1,151万8,000の減、予備費で14万円の減となっております。

以上、平成27年度一般会計補正予算（第1号）の概要を申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

詳細につきましては事務局から説明をさせますので、御審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長 提案理由の説明がありましたが、補足の説明を求めます。

事務局。

○國子主幹 事務局の國子でございます。

それでは議案第5号、平成27年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第1号）についての補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、主に年度末での執行見込みに伴います関係科目での更正を行うものでございます。

それでは歳出から説明申し上げますので、予算書の6ページをお開きください。

なお、昨年度から補正内容の事業ごとの内容を附属資料としてまとめておりますので、具体的な説明は平成27年度補正予算附属資料により行いますので、恐れ入りますが附属資料の1ページをあわせてお開きください。

まず附属資料の1ページ上段の総務費、総務管理費、一般管理費の事務局運営共通経費につきましては、11万6,000円の増額でございます。これは事業内容の欄に記載のとおり、議案第1号で御可決いただきました職員の給与条例の一部改正を受けましての給料及び職員手当等の増額でございます。

次に1ページ下段の総務費、総務管理費、相楽会館費の相楽会館管理運営費につきましては10万円の減額補正でございますが、事業内容の欄に記載のとおり、大ホール用の長机、備品購入費の執行残の減額でございます。なお、特定財源としまして、相楽会館使用料の減収見込み7万円の充当減がございます。

続きまして附属資料の2ページに移っていただきまして、上段の衛生費、保健衛生費、休日応急診療費の休日応急診療所運営経費につきましては、123万5,000円の減額補正でございます。これは、議案第6号で提案させていただきます特別会計補正予算におきまして収支の変動に伴います一般会計からの繰出金の減額でございます。

次に2ページ下段の衛生費、清掃費、し尿処理費のし尿収集運搬経費につきましては、482万7,000円の減額補正でございます。これは事業内容の欄に記載のとおり、まず1点目は、し尿収集運搬業務委託料の実績見込みによる減額が477万5,000円と、2点目がし尿くみ取り券の還付金の実績見込みによる減額が5万2,000円で

ございます。なお、特定財源としまして、し尿処理手数料負担金の実績見込み458万円の充当減がございます。本来、し尿収集運搬業務委託料の減額と同額になるものでございますけれども、し尿処理特例ただし書き差額分の分担金で補填したものによりまして差額が生じているものでございます。

附属資料3ページに移りまして、上段の衛生費、清掃費、し尿処理費の大谷処理場運営経費につきましては、669万1,000円大谷処理場運転維持管理業務のうち、突発的な修繕に対応するための緊急時対応予備分の委託料で500万円が不要となりますための減でございます。2点目が水質と大気分析業務の委託料で9万5,000円の減、3点目が修繕工事見積精査業務の委託料で4,000円の減、それぞれ執行見込みによる減額分でございます。恐れ入りますが、次の番号が③と記載してございますが④でございます。訂正をお願いいたします。4点目が生活排水処理基本計画策定業務の委託料で、郵便入札の結果によります入札残で159万2,000円の減でございます。なお、特定財源としまして、浄化槽汚泥投入手数料の増収見込み83万4,000円の充当がございます。

次に3ページ下段の予備費、予備費、予備費の予備費につきましては、14万円の減額補正でございます。これは、年度末に向けまして必要最小限への減額を行うものでございまして、そのほかの不用額や財源の変動などとあわせまして分担金の精算を行うものでございます。

以上が歳出でございます。

続きまして歳入を説明申し上げますので、今度は予算書の4ページをお開きください。

歳入では、先ほど説明しました歳出のそれぞれの財源としまして、分担金から5ページの最後の繰越金までの所要の補正を行うものでございます。特に4ページ最初の分担金につきましては、基礎数値が可能な限り直近のものを使用することとしておりますため、当初予算の段階では仮の数値で算定しておりましたものを本来の基礎数値に置きかえますとともに、歳出での不用額などによります全体経費額の変動に合わせまして分担金の算定替えを行ったものでございます。

なお、予算書最後の8ページと9ページには、今回の分担金補正の算出内訳を添付しておりますので、後ほど参考にご覧いただければと存じます。

以上、議案第5号の補足説明といたします。

○議長 以上で議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

西山さん。

○西山議員 1つだけ、最初に代表理事のほうの挨拶の中にもありましたように、昨年は、休日応急診療所なんですけど、年末年始にすごく患者さんが来られてということ

がありました。今年は、それは年末年始とか、この間はなかったんですが、ここへ来てインフルエンザがはやり出したということもありますし、私、昨日、ちょっと山城総合医療センターのほうにお見舞いに行ったときに、時間外のところ、子供さんを連れての方がかなり並んでいらっしたんです。もう午後だったんで小児科がないからかもしれませんが、すごくはやり出してると思うんです。ほんで、ある程度見越してだとは思いますが、その見通しとかいうものは、年度末まで、今後どのように考えていらっやるのかというのだけお聞かせください。

○議長 事務局。

○國子主幹 今の西山議員の御質問にお答えいたします。

後ほど議案第6号のほうでも補正予算の内容説明させていただく予定ではございましたけれども、2月7日につきましては、代表理事の挨拶にもありましたように32人の患者数のうち19人がインフルエンザ患者、2月11日の祝日の日は、患者数20人のうち6人がインフルエンザ、2月14日、昨日は患者数24人のうち12人がインフルエンザということでございました。京都府のほうも注意報を発令されているということでございますし、恐らくでございますけれども、この程度の数字が推移していくのではないかとことを思っております。それらに対応するための医薬材料費の減額等を、それを見越した上での補正ということでございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

西岡君。

○西岡議員 4番議員の西岡でございます。

歳出の7ページ、先ほど説明をいただきましたので、1,151万8,000円ということで補正の内容については、大変理解をいたしました。ただ、私の聞きたいのは、減額補正をして3億382万4,000円になったわけですね。平成26年度の決算を見ますと、2億8,670万5,000円なんです。そうしますと、今回、決算を見込んだ補正予算であるわけでございますけれども、最終的には1,711万9,000円、いわゆるし尿処理費が増加しているわけです。先ほど代表理事のほうから、平成27年度のし尿の業務の状況、そこら辺が説明ありました。それらにつきまして、もう少し詳しく、いわゆる増額となった原因というか、根拠というか、それを説明していただきたい。確かに補正では減額になってますけれども、前年度決算からしますとふえとるわけですね、1,700。その辺がなぜこうなるのかなということについて、詳細について説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長 事務局。

○國子主幹 今の西岡議員の説明にお答えさせていただきます。

先ほど26年度の決算、それから27年度の決算見込みの補正額ということで、し尿処理費の額が約1,710万増ということでふえるということでした。考えられる要因でございますけれども、26年度と27年度と比較しますと、一番大きく増加しました要因といたしましては、大谷処理場の運転維持管理業務委託費が26年度に比べまして27年度が増加したというのが最大の要因でございます。加えて、し尿処理の搬入量が減っておりますので、し尿収集運搬業務の委託料が減少となっているとかいうことの差し引きの関係で、そのような決算見込みになるということでございます。

以上でございます。

○議長 西岡君。

○西岡議員 今説明受けましたけど、その辺の数字的な勘定を正確にですね、実はこれだけ、こうふえましたよと。予算を出してるわけでございますので、これがこうだから今の段階ではこうだ、この辺の説明をしていただかないと理解できないですね。それがわかれば、その説明をお願いしたい。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 事務局長でございます。ちょっと補足をさせていただきます。

資料集の例えば5ページをお開きください。し尿処理費で一番大きな大谷処理場の運転管理委託料の過去5年間の推移を示しておりますが、先ほど國子が若干触れさせていただきましたとおり、この5ページでは、26年度の契約額が1億9,533万8,520円となっております。27年度の契約額、これが決算額になるわけですがけれども、2億894万6,520円、ここらの差が一番大きい原因だと私は考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号、平成27年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長 挙手全員であります。

よって議案第5号、平成27年度広域事務組合一般会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第6号、平成27年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事。

○木村代表理事　　それでは、議案第6号を提案させていただきます。

議案第6号、平成27年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算（第1号）について。

平成27年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算（第1号）を別添のとおり定めます。

平成28年2月15日提出、代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。

今回の特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ208万4,000円を減額し、補正後の総額を1,791万6,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の内容でございますが、まず歳入では、休日応急診療所収入で373万4,000円を減額し、繰越金で165万円の増とするものでございます。

次に歳出では、振興費で1万6,000円の増、衛生費で210万円の減とするものでございます。

以上、平成27年度特別会計補正予算（第1号）の概要を申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては事務局から説明をさせますので、よろしくお願いたします。慎重な審議の後、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　　提案理由の説明がありましたが、補足の説明を求めます。

事務局。

○國子主幹　　事務局の國子でございます。

それでは議案第6号、平成27年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算（第1号）についての補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、一般会計補正予算と同様、年度末での執行見込みに伴います関係科目での補正を行うものでございます。

それでは、歳出から附属資料でもちまして具体的な説明を申し上げますので、予算書は5ページを、附属資料は4ページをお開きください。

まず附属資料4ページ上段の振興費、振興費、振興総務費のふるさと市町村圏振興事業運営経費につきましては、1万6,000円の増額補正でございます。これは前年度繰越金の確定に伴います財源余剰分をふるさと市町村圏振興事業基金に積み増しするも

のでございます。

次に4ページ下段の衛生費、衛生費、休日応急診療費の休日応急診療所運営経費につきましては、210万円の減額補正でございます。これは事業内容の欄に記載のとおり、受診者の減少に伴います医薬材料費の減額が210万円でございます。なお、受診者減少につきましては、インフルエンザの流行が昨年度は12月上旬からでしたが、今年度は1月下旬ごろからの流行と、昨年度よりも遅いことなどと推測しております。また、特定財源としまして、診療報酬収入の減収見込み249万9,000円の充当減がございます。

以上が歳出でございます。

続きまして歳入の説明申し上げますので、今度は予算書の4ページをお開きください。

歳入では、先ほど説明しました歳出のそれぞれの財源としまして、診療報酬収入から繰越金までの所要の補正を行うものでございます。特に診療報酬収入では、右側の説明欄に記載のとおり、受診者数見込みが1日当たり10人、受診者1人当たりの金額がインフルエンザの患者減の関係からか平均6,700円にまで下落しております。ただし、2月7日は32人の患者のうち19人、2月11日は20人の患者のうち6人、2月14日は24人の患者のうち12人がインフルエンザの患者ということでございました。

以上、議案第6号の補足説明といたします。

○議長 以上で議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

西岡君。

○西岡議員 4番議員、西岡でございます。

まずは4ページと5ページの関係で質問いたします。まず診療報酬収入の関係でいきますと、これも平成26年決算との対比の関係からまず質問したいと思うわけでございますけれども、平成26年度決算でいきますと761万1,000円、今回は大幅に減りまして469万円ということになるわけでございまして、292万1,000円、いわゆる61.62パーセントになるわけですね。それに対しまして、5ページの応急診療費の関係でいきますと、平成26年度の決算でいきますと1,679万1,000円、今回は1,477万4,000円、87.9ポイント、こういうふうに差があるんですよ。私は、持ち出しは、結果的には一般会計持ち出し922万1,000円を持ち出しをしてやってるわけですね。これが具合が悪いと。なぜ、いわゆる診療報酬だけでとんとんいかへんと、こういう質問をしてたわけでございまして、構成市町村が一定の金をもって休日応急診療を運営すると、当然のことというふうに私は思っておるんですけども、この辺のパーセントの関係が、例えば平成26年4月から平成27年3月までの関係でいきますと、例えば問い合わせの関係、いわゆる電話受付ですね。これが1,0

88件あるんですけども、結果的には、そのうちのここで受診された方は751人なんです。このように、これと先ほど言いました数字とのかかわりを問題にせなアカン。他の機関へ紹介したのが257件、なぜこうなる。この辺の問題をやはりきっちりしていく必要があるということ。

もう一つは、山城総合医療センターとのかかわり。山城総合医療センターも、例えば日常でもそうだと思いますけれども、例えば12月29日から1月3日まで、この関係で来られた、山城総合医療センターは3つの条件がなかったら、例えば内科、外科、これも受けてるんですね。例えば一番典型的な開業医との、これ3番目の条件なんだけどもね。開業医等で当院での休日診療が必要と診断された場合とみなす、ここだけ見ると、あっ風邪引いた、えらいこっちゃ言うて救急で来ないわね。そういうことで、いわゆる本来、救急医療、ここへ来るべき人が山城総合医療センターに流れるんちゃうか。この辺の関係は、もっと山城総合医療センターとのかかわり、調整をする必要があるんじゃないか。それでなければ、だんだん休日応急診療所と、いわゆる診療報酬の収入とバランスがつかない。裏を返せば、一般会計、いわゆる構成市町村の一般会計の持ち出しがふえてくる。こういう状況で、市民の期待に応える、いわゆる地域応急診療になっていけないと思います。というふうに懸念をします。その辺について、代表理事、どのようなことをされるのか。

○議長 木村代表理事。

○木村代表理事 また細部にわたっては事務局から報告しますが、診療ということに対する非常に難しい時代になりました。それで、医者であっても専門職ってのがありまして、小児科については私はその資格はありません、内科については専権を持ちますというような方があったり、また先生によっては、いや小児かも一般の器官も呼吸器の関係、あるいは一般の胃腸の問題でも私が診察をさせていただきますって、それぞれ、その日によって当番の先生の診察される、我々からも、運営委員会でも、全ての患者の対応をお願いしたいと言ってますけども、今、こんなことを言っているのかわかりませんが、私の病気を責任持って治せますかというようなことも巷にあるということの中では、非常に神経を使っておられるのを聞いてます。我々としては問い合わせがあった全ての患者の対応をしたいと、このように思ってますけれども、日によっては、そのことがなかなか満たせないということがありましたので、その点を御理解いただきたい。私も全く同じ考えであります。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 事務局長でございます。

代表理事の補足をさせていただきますけれども、年に2回、運営委員会をやっておりまして、こういった西岡議員の御質問については、行政側、構成市町村担当課長も入り、

山城総合医療センターの小児科部長が入っていただいて協議をしておりますが、やはり休日応急診療所の運営につきましては、相楽医師会さんの協力なしには運営できないわけでございますし、また御質問どおり二次後送病院であります山城総合医療センターとの連携、協力、こういったことも不可欠でございます。そういう中で、実態がこの資料集の32ページのとおりでありますので、まだまだ問い合わせに対して全ての患者さんを応急診療所では見ていないのが現状であります。応急診療所というような性格の中で、今まで山城総合医療センターしかなかったところが、休日応急診療所をつくり、安心安全な施設ということで役割を担ってきているわけでありまして、患者さんのほうも注射はできませんよ、点滴もないですよという中で使っていただいているのが現状であります。又、年末年始の体制につきましても問題意識は持っておりますので、今後、山城総合医療センター等、構成市町村とも十分協議をして対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 西岡君。

○西岡議員 今、代表理事から御答弁いただきました、非常に医療の関係は難しいということについても、それなりに理解をしておるつもりでございました。例えば先ほど言いましたように、電話問い合わせがあって、結果的には257人が行かれてるわけですね。だから私が思うのは、例えば、かかりつけのお医者さん、開業医さんですね。一般的に来られたら、やはり一度は見られるわけですよ。これは当たり前なんです。見て、これは私のでこに合わんと思ったら、これは現在の制度から行きますと、紹介状を書いて、山城総合医療センターに行きます。行けますよ。だから、その人たちが行っているのが、例えば日曜日、ここへ来られて、小児科のお医者さんが当番やったとしますと、これはもうてこに合わんから紹介状書いて、山城総合医療センターに行きなさいと。そのような連携の問題が将来的にちょっとあるのではないかと。山城総合医療センターとも調整をしながら、その辺が1つの問題が、もう当番あっち行ってください、こういう形になってるのではないかと。私は見られませんが、いわゆる門前払いやね。一応見てから、これはてこに合わんというのであれば紹介状書いて、山城総合医療センターなり、ほかへ行ったり、その来られた方に対する期待に応えるわけですよ。その辺がもう一つ、不十分ではないかというふうには私は思うんですけども、その辺はどうなのか。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 御質問の内容につきましても、十分、運営委員会等で協議をしてみたいと思います。

○議長 西岡君。

○西岡議員 代表理事お願いします。

○議長 木村代表理事。

○木村代表理事 課題は共有してありますので、私も当然診てもらいたいとこのように言っています。スタートの段階で、こういった診療所を設置する前に医師会で非常に議論をされて、非常に消極的で、こういうことを相楽の医師会としても、みんなの総意でこの事業にかかわるといふことについては反対の方も非常に多かった。多数決の中で思い切って、そのときの座長が採決をされて、そしてこの事業に御協力いただけたということもあるのではないかと考えてますけども、当然、専門医もあるでしょうけども、できるだけやっぱり管内の人たちに患者の思いを満たしていただけますように、これからも引き続き努力させていただきたい、このように思います。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第6号、平成27年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算（第1号）について、これを採決します。

この採決は、挙手によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長 挙手全員でございます。

よって議案第6号、平成27年度相楽ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

この際、10分間休憩します。40分やから50分まで。

（休憩）

○議長 休憩前に引き続き、再開します。

日程第9、議案第7号、平成28年度相楽郡広域事務組合一般会計予算についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事。

○木村代表理事 それでは議案第7号、提案させていただきます。

議案第7号、平成28年度相楽郡広域事務組合一般会計予算について。

平成28年度相楽郡広域事務組合一般会計予算を別添のとおり定めます。

平成28年2月15日提出、代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。

平成28年度一般会計予算の編成に当たりましては、今日の市町村財政の厳しい実態を踏まえまして、歳出を厳しく整備をし、分担金の削減に努め、大谷処理場運転維持管理業務委託料の減を初め、処理場更新公債費の減により分担金が前年度比10.1パーセント、3,174万4,000円と大幅に減少となりました。また、各市町村の衛生、消費生活、休日応急診療所、財政担当課長会議、さらには全体を統括し調整するため、企画担当課長によります広域圏幹事会をそれぞれ開催し、担当部局との調整協議を十分に行ってまいりました。最終的には、それらの議論を踏まえた上で理事会において決定をし、提案させていただくものでございます。

平成28年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億6,500万円といたしております。前年度比較では、平成12年度借入分の公債費が償還済みとなったこともありまして、3,300万円、8.3パーセントの減となっております。

なお、平成9年度からの大谷処理場更新工事に係る負債の償還につきましては、本年度末で全て償還が終了する予定でございます。

歳入歳出予算の主な内容につきまして、御説明申し上げます。

まず歳入では、分担金及び負担金は3億3,894万円で、歳入総額の約93パーセントを占めております。その内訳としましては、分担金は2億6,171万9,000円、負担金は7,722万6,000円でございます。一方、使用料及び手数料は1,746万3,000円で、歳入総額の約5パーセントを占めております。

次に歳出につきましては、議会費は42万6,000円、総務費は3,828万5,000円、衛生費は3億1,504万5,000円、商工費は1,005万2,000円、予備費は119万2,000円をそれぞれ計上いたしております。そのうち衛生費で、予算総額全体の約86パーセントを占めております。

以上、平成28年度一般会計局長から説明をさせますので、御審議の上、原案のとおり可決賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長 提案理由の説明がありました。補足の説明を求めます。

事務局長。

○福田事務局長 事務局長の福田でございます。

それでは議案第7号、平成28年度相楽郡広域事務組一般会計予算につきまして、前年度からの変更点や特に重要な点などを中心に補足説明を申し上げます。

それでは、歳出から説明申し上げます。予算書の7ページから17ページに及んでおりますが、歳出の説明につきましては、別添の28年度予算附属資料におきましてページごとで詳しい内訳などを記載しておりますので、この附属資料をもちまして説明をさせていただきます。なお、この附属資料につきましては、平成27年度から本格的に作成したものでございます。

それでは、附属資料の3ページをお開きください。

まず附属資料の3ページ、議会費、議会費、議会費の議会運営費といたしまして、前年度と同額の42万6,000円の計上でございます。

次に4ページをめくっていただきまして、総務費、総務管理費、理事会費の理事会運営費といたしまして28万円の計上でございます。これも基本的には前年度と同じ内容でございますが、離就任分の端数調整の関係で、その報酬を1,000円減額しております。

右側の5ページ、総務費、総務管理費、一般管理費の事務局運営共通費といたしまして3,596万7,000円の計上でございます。これは組合事務の一般事務経費でございますが、職員人件費の定期昇給増、また総務大臣通知によりまして、統一的な基準による地方公会計の整備促進が要請されており、それに対応するために平成20年度に導入しました財務会計システムの更新や固定資産台帳の整備等に係る公会計支援業務などを新規に取り組みますため、前年度より265万4,000円の増加となっております。

次に6ページを見ていただきまして、総務費、総務管理費、一般管理費の広域市町村圏経費といたしまして5,000円の計上でございますが、前年度と同額でございます。

右側の7ページ、総務費、総務管理費、相楽会館の相楽会館管理運営経費といたしまして、197万3,000円の計上でございます。これは会館の維持管理費でございますが、前年度は大ホールの長机33台を更新いたしました。今年度は破損しております体育設備を更新するため、必要最小限の備品購入費としまして10万円を計上し、差し引きで前年度より110万7,000円の減額となったものでございます。また、施設の老朽化に伴います今後の会館のあり方を検討する必要があるため、構成市町村の担当課長などによりまして、検討してまいる予定としております。

次に8ページに移っていただきまして、総務費、総務管理費、公平委員会費の公平委員会運営費と、右側の9ページ、総務費、監査委員費、監査委員費の監査委員運営費につきましては、それぞれ前年度と同じ内容でございます。

続きまして10ページに移っていただきまして、衛生費、保健衛生費、休日応急診療費の休日応急診療所運営経費といたしまして、1,221万5,000円の計上でございます。これは本来、一般会計で提示すべき経費を特別会計に移しておりますことから、特別会計での診療所事業の収支不足分を一般会計から繰り出しをするものでございます。

右側の11ページ、衛生費、清掃費、し尿処理費のし尿収集運搬経費といたしまして、7,871万円の計上でございます。これは前年度と比較しますと、し尿では702キロリットルの減、6,129キロリットルの搬入を見込めますことなどによりまして、前年度より822万6,000円の減額となっております。

次に12ページにいていただきまして、衛生費、清掃費、し尿処理費の大谷処理場運営経費といたしまして、2億2,382万円の計上でございます。これは大谷処理場の運営に係る経費でございますが、まず修繕費については、平成27年度に実施しました一般財団法人日本環境衛生センターによりまず見積書精査業務により査定しました内容を踏まえまして計上しますとともに、施設設置から15年目を迎え、突発的な故障の発生に備えますため、緊急時対応予備費としまして500万円を昨年度から予備的に計上しております。また、26年度に策定しました施設整備構想を受けまして、平成27年度は生活排水処理基本計画を策定中でございますが、次の段階といたしまして、平成28年度につきましては、国の廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引きに基づきまして、施設の長寿命化総合計画策定のための業務委託料を新規で計上いたしております。

右側の13ページ、商工費、商工費、商工総務費の消費生活センター運営経費といたしまして、1,005万2,000円の計上でございます。これはセンター運営のさらなる充実を目指しまして、PRのための啓発資材を初め、今後も安定的なセンター運営に向けた対応などを図るためなどで、前年度より139万7,000円の増額でございます。

最後に14ページの予備費を加えまして、以上の歳出合計で3億6,500万円となるものでございます。

続きまして歳入の説明に移りますので、今度は予算書の4ページをお願いいたします。

予算書の4ページ、最初に第1款、分担金及び負担金の第1項、分担金でございます。分担金総額では、前年度と比較しまして3,174万4,000円の減少となっております。これは代表理事も申し上げましたとおり、大谷処理場更新にかかる処理場更新公債費分担金で、平成9年度から平成12年度までの借り入れ分が平成27年度をもって償還完了としたため、2,589万5,000円の減となったものが主要因でございます。また、市町村ごとの分担金額につきましては、平成28年度予算附属資料の19ページから27ページに算出資料をつけておりますので、後ほど参考にござんいただきたいと思っております。

次に第2項、負担金につきましては、市町村から搬入されましたし尿の量に応じました各市町村からの負担金でございますが、下水道の普及などに伴いまして、し尿の搬入量が6,831キロリットルから6,129キロリットル、702キロリットルの減少によりまして、前年度より323万5,000円の減少で見込んでいます。なお、減少額が搬入量の減少と比例しませんのは、平成27年10月から手数料を改定したためでございます。

次に第2款、使用料及び手数料に入りまして、第1項、使用料でございますが、御承

知のとおり消費生活センターや休日応急診療所の開設に伴いまして相楽会館の貸室が2階のこの大ホールだけとなっておりますが、施設老朽化などに伴いまして利用が減少傾向で20万円を見込んだものでございます。

5ページに移りまして第2項、手数料でございますが、浄化槽汚泥投入手数料を8,562キロリットル、1,712万3,000円を見込んでおります。なお、搬入量は8,231キロリットルから8,562キロリットル、331キロリットル増加する見込みでございます。

次に第3款、府支出金につきましては、消費生活センターの運営に対します府の補助金でございますが、平成28年度も補助金の継続が確実なことから、当初予算の時点で算定できる金額の全額といたしまして839万6,000円を見込んでおります。

次に第4款、繰越金、6ページの第5款、諸収入につきましては、前年度と同額でございます。以上の歳入合計で3億6,500万円となるものでございます。

以上が歳入歳出予算の前年度との比較を中心とします概要でございます。なお、このほか関係いたします内容を資料集といたしまして別にお配りしておりますので、必要に応じてごらんいただきますよう、お願いいたします。

以上、議案第7号の補足説明といたします。

○議長 以上で議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

西山さん。

○西山議員 歳入の部分とかかわっていったら、4ページの相楽会館の貸館料です。27年度は回数とかもちょっと減ったということがありましたので、それを見越して、ちょっと減っているってということで10万円下げられたのかなとは思いますが、今年、いわゆる参議院選挙とかありますしね。選挙のときは、ここは結構利用があるんじゃないかなと、一昨年資料を見て思ったんです。それは一斉地方選挙もあったので、何回かそういうことがあって、利用者数と使用料というのがちょっとあって、27年度はちょっと下がったっていうふうに私は見てたんですけども、その部分、ここ来られて、今日は明るいんですけど、以前もちょっと指摘させてもらいました電気とか、貸館としてどうなのかという部分含めてですけど、それが予算が出ていないみたいですし、あり方検討会ですかね、前回もそんな説明がありましたけど、これっていうのは、どんな形で進めていかれるのか。もうここは使わないよっていう前提で考えられていらっしゃるのか、問題点というのは十分認識していただいていると思うんですが、その部分が利用料のほうでかかわっているということで説明をお願いしたいと思います。

もう一つ、大谷処理場ですね。資料集のほうに今後のスケジュールということで15ページに改良事業ということで、今年度だけはないんですが、今後の部分ですごく大き

なものが出ていくと思います。前でしたら、27年度に生活排水処理基本計画を策定して、28年度に長寿命化計画いうのと、それが順番だということと、つけ加えて進めていきますよみたいなスケジュールだと思うんですけど、今回は、そうではないと御説明ありました。これは、どうして、今そういう判断されたのかというところの部分をお願いしたいと思います。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 事務局長でございます。

西山議員さんから2点、御質問いただきました。

1点目は相楽会館の収入、使用料の関係でございまして、利用が減っているという話があり、26年度と27年度をちょっと比較してみますと、約10万円程度、使用料が減っています。27年度の団体などを分析しますと、この大ホールを利用していただいている団体をちょっと見てみますと、選挙があった年で個人演説会が6回ぐらい御利用いただいていることがありまして、7団体で約8万円、810人程度の減ということで、ここのあたり、選挙の利用が減っているのではないかなというところなんです。そのほかの木津高校や隣の保健所も御利用いただいておりますけども、毎年、この大ホールは御利用いただいております。減った原因は、選挙の個人演説会が主な内容というふうに分析をしております。

それから老朽化等の問題、それから28年度には職員によるあり方検討会の提案をさせていただいているところでございますけれども、昨年の決算のこの定例会の中でも御指摘をいただいております、事務局といたしましては重要な課題という認識をいたしまして、実はこの相楽会館は御承知のとおり、昭和50年8月に建てられておりますので、耐震基準とかいいますと旧の耐震基準になっている施設であります。用途としましては、一応、一部3階建てがあるんですけども、平米でいきますと895平米、1,000平米未満ということになっておりますので、耐震基準からいきますと要件がのってこない、このように考えておるところでございまして、一方、木津川市の防災の施設にもなっていると、避難場所にもなっているという点もあるわけでありまして。避難場所となりますと、規模に関係なく耐震診断なんかをしていかなければならないという義務が生じるわけで、こういったところも含めまして、木津川市とも打ち合わせの機会を持っているところであります。ただ、こういった公の機関、公共施設につきましては、例え耐震診断が努力義務と言いつつ、やはりしていかなければならないのかなと理解をしておりますけれども、そういったところの予算化につきましても事務局でも認識はしております、構成市町村の企画の担当課長で構成します幹事会にも提案をさせていただきました結果、28年度には、まず職員をもって検討をしよう。これは具体的にはどんな検討をするかといえますと、この会館には、もちろんここが貸室って

いう機能がございますし、1階部分には広域の事務局と消費生活センター、そして休日
応急診療所、そして昭和62年からは聴覚言語センターが入っておりますので、こうい
った機能をあわせ持つ、この相楽会館の建物を今後どう運営していくのかという総合的
な判断を、まず結論を出してから、引き続き会館が必要やということになりますと、必
要な調査なり、また改修のための予算を今後お願いしていくと。まずもって、そういっ
た総合的な判断を構成市町村の担当課長でやっていただくというところが、今回、予算
的には上がっておりませんが、そういったところを考えているところであります。

2点目の大谷処理場のスケジュールでございますけども、資料集の15ページに記載
がございます。昨年の資料から1年ずれ込んだ形のスケジュールになってるわけであり
まして、この28年度当初予算には長寿命化の総合計画を作成する、昨年は長寿命化と
循環型の地域計画を同時に進めていくというふうな計画でありましたが、いろいろと、
今、規模設定でもかなり時間を要しております、これから所要の施設規模、また処理
方式、それからいろんな調整があるとなりますと、この地域計画の中には、もちろん事
業費や処理工程が全て盛り込まれますから、まず長寿命化計画を1年かけて構成市町村
と十分協議をしながら、どんな施設にしていくか、どう長寿命化を図っていくかという
ことをまず28年度にやって、順調に行けば、翌年の29年度には補助事業の条件とな
ります地域計画の策定に移っていきたい、このように考えているところでございますし、
あくまでこの15ページのスケジュールは最短でのスケジュールとなっておりますので、
これから長寿命化計画を作成に当たって、より環境に配慮した施設に、より安い経
費で運転していく、それから災害時には耐えられる施設にしていかなあかんと、いろい
ろCO2の削減も含めて、環境に優しい施設につくっていかなあかんとというようなこと
もありますので、その辺は専門家のコンサルタントも入れながら構成市町村と十分協議
をして、今後とも大谷処理場を安定的に運転していくというような目標に向かって進め
ていきたいという考えを持っておりますので、スケジュールにつきましては、そのよう
に変更させていただいております。

以上でございます。

○議長 西山さん。

○西山議員 相楽会館は、この大ホールに来て改めて思う部分があるんですけど、よ
うよう考えたら耐震の部分、休日診療所を開設するときに耐震がどうなんだという指摘
のときに、耐震の診断をしなくてもいいですってという説明だったんですね、大きさに
という。だから決して安全な建物ではないという、裏返していうと、それは思うんです
ね。だから、例えば今これだけの各市町村の首長さんが来られてて、議員がこれだけ集
まって、例えば震度7になったら、ちょっと皆さんけがするんじゃないかっていうお
それもあるようなところではないかと私は危惧しています。休日診療所にも大分周知さ

れてて、それこそ調子の悪い方とか、病気の方が来られているときに何かあったらというところがありますし、本当にお尻を決めて、どうしたらいいかっていうのもっともって考えていただきたいと思います。

貸館でちょっと名前が出ましたが、木津高校も補習でここを使わせていただいていると思うんですけど、人数が少ない中で使ってもらっているところですけど、やっぱりそういった形で利用してる、広く地元として使ってもらっているけども、勉強のためにここにいるわけですね。時間的にはほぼ1日単位でするときに、どうなんだろうと思いますね。そこは、ちょっと本当に真剣に、しようと思ったらできるんじゃないんですか。これはちょっと代表理事に聞きたい。

もう一つ、大谷処理場のこともです。し尿の部分は減ってきてますけど、汚泥の部分は比較的にふえてると思うんです、全体として見ていくと。だから、施設の規模からしたら、まだあれかもしれないけど、それこそ緊急予算で500万円をよけとかなあかんというのは、何か起こるかもしれないという、老朽化ということもありますし、そこもやっぱり早急に改良しなあかんと思います。大谷処理場の部分と、この部分と、いろんな仕事が重なってきますよね。大谷処理場のほうをする場合でいったら、誰が責任を持ってとか、担当とあっていう形があるのなら教えていただきたいと思います。職員のほうで誰がメインで担当するかっていうのがあれば、そのスケジュールとか教えていただきたい。

○議長 木村代表理事。

○木村代表理事 この辺については、それぞれ市町村の担当課長会議でいろいろ議論をしてます。当然、事があれば誰が責任をとるのか、やはり人の命を守るというのは全て最優先に考えてあります。私も同じ思いで、可能な限り最小の経費で、この施設をどうするかという、そういう前向きな議論をしたい、このように思ってます。

ただ、それぞれ市町村の財政力も非常に厳しいという、それぞれ市町村独自のやっぱり住民要望を満たすということの中で、この相楽会館あるいは大谷処理場の大規模改修にしても、なかなか総意で決断ができないという、そういうところに来ているわけです。当然しなければならぬことは我々に大きな責任がかかっているわけでありますので、当然前向きに、このことの課題については全力を挙げて、担当課長会議でも1つの一定の成案が出るように私も努力させていただきたい、このように思ってます。

なお、大谷処理場の関係は、既にもう新しい施設をつくって、今の施設をつくって15年たつわけであります。当然、処理量は、当初のことからしますと1日当たり76キロリットルの処理が予定されていたわけでありますけども、現在は41.8キロリットルという、これも非常に大きく処理量が減ってっております。時代に合わせて、これをどうするかということも大きな課題でありますので、各種、第三者の調査、答申をい

ただ中、これもそれぞれ関係自治体の最小の経費で、負担で、この事業を何としてでも次の後世にしっかり譲るための事業として、我々、広域事務組合としても、全市町村の総意をいただく中で努力させていただきたい、このようにも思っているところがあります。

なお、市町村合併の際にも、広域事業全般にわたって、いろんな分担金の整理も新しい時代に合わせて進めてきたわけでありましてけれども、当時、これは暫定的なことであって、3年、4年、あるいは5年を経過する中で、よりその時代に合った分担金方式を考えていくべきだという1つの成案もあったわけでありましてけれども、これについても、もう既に10年が経過するという方向にあります。分担金、悪いけども1400名の住民の方と3万人を超える、あるいは7万人を超える、やっぱり市町村と非常に固定的な経費で分担をしてる部分もあるわけでありまして、こういう部分も時代に合ったものとして見直し請求ということも、これも一部に出ておりますので、あらゆる面を捉えまして、担当課長会議で大いに議論をして、その方向をまたこの議会でお示しをしたいと、このように思っていますので、いろんな面で御協力いただきますようお願い申し上げます。

○議長 西山さん。

○西山議員 ぜひともリーダーシップをとっていただきたいと思います。この間ずっとお願いし続けてる部分でありますので、できれば早くお願いしたいと思います。ここの大ホールだけじゃなくて、下のところも、聞くところによると床があくんじゃないかみたいなどころに来てもらってるようなところもありますので、難しいかもしれませんが、きちっと進めていただきたいと思います。

大谷処理場も量的には大分減ってきているというのがあるけど、処理方法としてはだんだん変わってきてというか、メリットはメリットで、デメリットの部分も出てくるみたいなどころを、インターネットで調べたら何か処理方法の部分であるみたいなどころもありますので、もしできましたら皆さんに周知、きちっと相楽全体というか、相楽というところをお願いしたいと思います。ぜひともリーダーシップいただきたいです。

○議長 ほかにありませんか。

西岡君。

○西岡議員 2点お願いします。

1点目は、今の西山議員と同じようなあれなのでございますけれども、私、お願いであります。先ほど代表理事のほうから③の関係で報告をもらいました。生活排水処理基本計画、これがいわゆる最終段階なんだと、こういう話がございました。構成市町村の中では、公共下水道の整備がドンドン進んでいますね。そういう状況の中で、大谷処理場の基幹改良工事の施設規模の関係からしまして、前段の基本計画、非常に大事なんです。

この計画の策定前に、我々議員にも資料を提出していただいて、私どもにも聞かせていただきたい、聞いていただきたいということを、まず1点目はお願いしておきたい。これが1点目の質疑でございます。

2点目の質問の関係は、非常に細かい話で申しわけないのでございますけども、お金との関係でいいますと、14ページの公平委員会の関係、これは附属資料でいきますと12ページ、に載ってるわけでございます。7ページでこれを知ったんでございますけども、私は、これ、ぜひとも検討してほしいなというふうにお願いをしたい。といいますのは、広域事務組合は職員3人なんですね。公平委員の仕事も忘れてしもとんで、そんな委員も要りますねんけど、公平委員さんが3人おられて、事務局が、その職員の方が、一体、その公平委員会の機能が、こういう小さい規模で発揮できるのかいうたらできないんですよ。だから、私は、これは市町村との共同化、市町村と一部事務組合、公平委員会なんか関係ない。だから、ぜひとも、人が少ない状況を見込んで、事務組合の中で、どこの市町村の首長が理事者さんと協議してるかいうたら言わへんですね。ぜひとも共同化の問題、検討していただきたい。これは可能かどうかわかりませんが、先ほど言いました審査会の関係等も含めまして、共同化できる部分については共同化をしていくということで、これは広域化と絡んで、あと出ました関係あたりも含めて、その辺の関係って前向きに検討していただきたいということをお願いしたいんですけど、その辺について考慮した中で御答弁を。

○議長 木村代表理事。

○木村代表理事 今日も、この議会の始まる前に理事会をしていたみたいですけども、それがおっしゃったように単独でいろんな設置をする、広域的に、あるいは周辺自治と連携を、あるいは京都府行政の中で、こういう制度を設けられて、そこに管理をするというようなことはどうかというような話も聞かされておりましたので、関係機関にもいろいろまた問い合わせをする中で慎重に考えていきたい、このように思っております。要は、今おっしゃるそのことについても否定する思いはありません。時間をいただきたいと思います。

○議長 ほかにありませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号、平成28年度相楽郡広域事務組合一般会計予算についてを採決します。

この採決は、挙手によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長 挙手全員であります。

よって議案第7号、平成28年度相楽郡広域事務組合一般会計予算については原案のとおり可決されました。

日程10、議案第8号、平成28年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代理理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事。

○木村代表理事 それでは、議案第8号を提案させていただきます。

議案第8号、平成28年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算について。

平成28年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算を別添のとおり定めます。

平成28年2月15日提出、代表理事。

それでは提案説明を申し上げます。

平成28年度特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,460万円といたしております。前年度比較では490万円、23%の増となっております。

歳入歳出予算の主な内容につきまして御説明申し上げます。

まず歳入では、財産収入は739万2,000円、休日応急診療所収入は1,720万6,000円、繰越金は1,000円、諸収入は2,000円をそれぞれ計上しております。

歳出では、衛生費で休日応急診療所の運営経費1,720万1,000円を計上しております。

また、ふるさと市町村圏振興事業につきましては、事業の見直しを図り、本組合の情報を積極的に発信するためのホームページ管理運営のみとして、残りをふるさと市町村圏基金に全額積み立てるものでございます。振興費で739万2,000円を計上しております。

以上、平成28年度特別会計予算の概要を申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

詳細につきましては事務局長から説明をさせますので、また慎重な御審議の上、原案のとおり可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 提案理由の説明がありましたが、補足の説明を求めます。

事務局長。

○福田事務局長 事務局長の福田でございます。

それでは議案第8号、平成28年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算

につきまして、補足の説明を申し上げます。

特別会計におきましても一般会計と同じく、附属資料をもちまして歳出から説明申し上げますので、附属資料の15ページをお開き願います。なお、予算書は6ページとなっております。

それでは附属資料15ページの振興費、振興費、振興総務費のふるさと市町村圏振興事業運営経費といたしまして、724万6,000円の計上でございます。これは、平成27年度と同様に基金の運用益の残額を今後の事業充当などに備えまして基金積み立てをするものでございます。

次に16ページに移っていただきまして、振興費、振興費、事業費のふるさと市町村圏事業経費といたしまして、14万6,000円の計上でございます。これは、ふるさと市町村圏の内容を広くお知らせするためのホームページの管理運営経費でございます。

次に17ページに移っていただきまして、衛生費、衛生費、休日応急診療所費の休日応急診療所運営経費でございます。1,611万4,000円の計上でございます。これは診療所の運営の経費全額でございますが、前年度との変更点といたしましては、年末年始に受診者が増加しますことから、薬剤師を現在1人ですけれども、2人体制にするものの増加がございます。

右側の衛生費、衛生費、休日応急診療所予備費の診療所運営での予備費といたしまして、809万4,000円の計上でございます。

以上の歳出合計で2,460万円となるものでございます。

続きまして歳入の説明に移りますので、今度は予算書の4ページをお願いいたします。

予算書の4ページの第1款、財産収入につきましては、前年度より大幅に増額しておりますが、基金運用の最終年度となりますことから、1年目から4年目までは中間利払い率が70%でありまして、残りの30%分が満期時、28年度に一括して支払われるため、合計で739万2,000円を計上したものでございます。現在、ふるさと市町村圏振興事業基金を、平成28年度末までは京都銀行の木津支店の定期預金で年0.48%の運用となっております。

次の第2款、休日応急診療所収入第1項、診療報酬収入につきましては、これまでの実績を勘案し、確実な収入見込みといたしまして平成27年度の実績見込みにあわせまして減額で見込み469万円を計上する予定でございます。

第2款の一般会計繰入金につきましては、先の一般会計での説明のとおり、1,251万5,000円の計上でございます。

5ページに移っていただきまして第3款、繰越金、それから第4款、諸収入につきましては、前年度と同じ内容でございます。

以上の歳入合計で2,460万円となるものでございます。

以上が歳入歳出予算の概要でございます。

以上、議案第8号の補足説明とさせていただきます。

○議長 以上で議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

宮崎さん。

○宮崎議員 御説明ありがとうございました。各自治体によっては、26年度、27年度分で地域創生という形でシティプロモーションであったり、いろんな事業を展開する、そして今から展開を実行していくという立場にあります。そういった中で、この広域議会として、相楽郡は特に宇治茶の振興、宇治茶の視点をユネスコの世界遺産であったり、去年ですけれども日本遺産にも認定されたという実績があります、特にこの内容、ここにいらっしゃいます首長さんの皆様も、市町村においては本当に素晴らしい景観があること、そしてまた宇治産のお茶の使っているところ、そしてまた歴史を持っているところ、本当に素晴らしいお茶に関しては、実績のある市町村が集まっています。そういうところで、広域行政がせつかく持っていきながら、取り組みが今ふえてきていない現状であり、そしてまた、さっきの御説明がありましたようにホームページの更新だけということで予算が組まれている中、今後どのようにしていけるのか、そしてまた、せつかくこの広域行政がありながら、そういった話し合う場がありながら、立ち入れないのはどうしたらいいのか、そういう事情をお伺いいたします。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 事務局長でございます。

7番、宮崎議員の御質問でございます、お茶の京都等の取り組みを相楽広域で取り組んだらどうかというような御質問でございます。ちょっと質問とは若干ずれますけれども、今の状況をまず説明をさせていただきます。

この事務組合につきましては、昭和56年8月に相楽郡広域事務組合が設立されて以来、相楽地区の広域市町村計画を作成しまして、計画的に広域行政を進めてまいりました。そんな中で平成4年11月に京都府で丹後地区に次いで2番目のふるさと市町村圏に選定を受けまして、この地域では7億円の基金を設置し、平成8年3月には議会の議決を経て、相楽地区のふるさと市町村圏計画を策定し、20年5月には第二次のふるさと市町村圏計画を作成し、相楽一体的な広域行政施策を取り組んできたわけでございます。こういった中で、国が今後の広域連携は地域の事情に応じて関係市町村の自主的な協議により取り組むことという形で、国は定住自立圏構想を掲げられまして、従来の広域行政圏施策である、ふるさと市町村圏施策は平成21年3月末をもって廃止をするということになって、現在、当事務組合につきましては、その当時、平成21年度に関係市町村と協議をしました結果、今後とも広域連携や広域の枠組みは引き続き維持すると、

実施をしている共同事務は継続していくということの決定を受けまして、その後、先ほどの予算でも提案してますように、新たな共同処理する事務としまして、消費生活センターや休日応急診療所事業を追加し、効率的な広域行政に取り組んできてるわけでございますけれども、本来のふるさと市町村圏振興事業を休止してる状況で、基金の運用益の大半の部分を基金積み立てをしてるのが現状でございます。そういった中で、いよいよ平成28年度末で、ふるさと市町村圏基金の京都銀行木津支店の5年の定期預金が満期を迎えるということで、構成市町村の間では現計画が29年度までということと、それから基金が28年度末で満期を迎えること、今後、このふるさと市町村圏、この相楽地区の広域行政をどう進めるかということの決断を28年度の早期により具体的に決定をしていくということになってございますので、今御提案のそういった相当的な事業につきましても、本来、この事務組合で取り組むべき事務という認識は持っておりますが、私どもの状況は以上のとおりでございます。先ほどの大谷処理場の計画につきましても、議員の皆さんにも、いろいろ意見をということでありましたが、こういったようなふるさと市町村圏の今後のあり方につきましても、広域事務組合の方針が出ました段階で、また議員の皆さんにもお諮りをしていきたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 宮崎さん。

○宮崎議員 私としましては、21年度、22年度とこの広域議会に携わってまいりました。そのときから、本当にこの広域事務組合のあり方とか、事業内容がすごく変わってきたことは認識しておりますし、もちろん人員がすごい少ない中でされてるというふうにもお聞きしています。しかしながら、せっかく広域のこういった議会があるのになつていう、すごい残念な思いというのが大変ありますので、京都府の主導のもとになるような予算が決定したりとか、本当にユネスコの世界遺産に登録するために取り組んでらっしゃるという姿もすごく拝見しています。それに加え、やっぱりこの相楽郡にしても、もう少し真剣に予算を組みながら、かかわっていただけたらなという思いがあります。そのあたりはいかがでしょうか。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 宮崎議員の御質問、また御意見、十分参考にさせていただきます、4月早々から5市町村と十分、相楽にとって、いい選択ができるように検討してまいりたいと思います。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

炭本さん。

○炭本議員 炭本です。

少し関連していることもありまして、また事務局長のほうから御説明いただこうと思
うんですけど、これも含めて、もう一度お願いしたいと思います。

これは先ほど言われた15ページの予算附属資料のところの特記事項になると思うん
ですけども、この言葉から想像すると、ふるさと市町村圏計画が29年度で終わると。
28年度の分につきまして、今後、具体的に幹事会であり方を検討するという事なん
ですけども、29年度で計画が終わりなのが、もうこの相楽郡としては、こういう広域
の計画的なことを今後10年はどうするかというようなことは、できないということな
のか。もしできないようならば、28年にしないと委託ができないわけでも、計画は2
8年の中でやっていかなあかんと思いますし、しないってということなのかというこ
と、そして今、宮崎議員がおっしゃったように、そういうまた中身は変わってきますし、
これから相楽の事情というものも、10年、20年たてば、どんなことがっていうと
ころも変わってきましたので、そういうところはどうしていくか、それはどうしていく
かを含めて、広域と市町村とどうするかというところの具体的に幹事会でする方向です
るようなので、どういうふうにやっていくのか、なるべくそのところを、今後のところ
を教えてください。

○議長 木村代表理事。

○木村代表理事 この件も非常に大事な課題でありますので、当然、担当課長会議で
も、本当に圏域のいろんな課題を積極的に前進さそうという思いの中でも、いろいろ議
論をしていただいているわけですけども、一方は、やっぱり地方財政が厳しい中で、余
り気を緩めるとまた次にも、財政的にも大変な負担がお互いに強られるということも
一方あるわけでありまして。我々は、この相楽の管内を見たときにも、やっぱり西部と北
部のいろんな大きな、まさに今、地域創生の課題の渦中にあるようなことも、みんなで
どう知恵を出し合って、お互いによかったと言えるようなこの相楽圏域になれないか
など、そんな議論を当然していただいているわけでありまして。当然皆さんの意見をまた
聞かせていただく中で、大いに広域の関係も1つの方向を見出していきたいなど、この
ように思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長 事務局長

○福田事務局長 事務局長でございます。

3番の炭本議員さんの御質問、代表理事の答弁に補足をさせていただきますけれども、
27年度におきましても、4回程度、広域幹事会の中で今後のふるさと市町村圏のあり
方を検討してまいりました。そういう中で、28年度の4月までにも各市町村の広域行
政のあり方の考え方、こういったところを出していただいて集約していくというのが私
ども、事務局に課せられた重要な課題でございまして、先ほども冒頭言いましたように
国におきましては、それぞれの地域の自治体ごとに、地域事業によって広域化を続ける

か、やめるかは地域で考えてくださいというのが国の方針でございますので、木津川市ができて、7団体から5団体と、5市町村に今なったわけですけれども、5市町村での広域行政をどう進めていくのかの検討を早期に立てていかなければならないと考えております。組合規約の第3条には共同処理する事務が書かれておりますけれども、第1号には計画の策定並びに連絡調整に係る事務というのがありまして、第二次ふるさと市町村圏計画が29年度までで計画が終わるということです。その第2号には、この計画に基づくアからケの事務という中で、エには休日応急診療所の事務が入っているわけです。ですから、文化に関する事務とか、人材活用、人材育成、こういったところは従来はやっておりましたけれども、今はやっていないのが現状でありまして、休日応急診療所の事務をふるさと市町村圏事務とやってるわけでございますので、もともとの計画がない中で事業ができなくなるということで、計画を、そしたら新たに第3条をつくるのか、やめて、ふるさと市町村圏をもう廃止するのかといったところが炭本議員の質問ですが、まだ決定がされていない現状でございますので、まず計画がなくても休日応急診療所や大谷処理場や消費生活センターは続けていかなければならないということがございますので、そういったような全体的な総合計画をつくるか、つくらないか、また、ふるさとの7億円を継続するのか、もう廃止するのかといったような大きな決断を28年度早期にさせていただく必要があると、このように考えております。

○議長 炭本さん。

○炭本議員 具体的に今言っていたように、重複になりますけれども、やはり財政が緊迫していると言われながらも、私たちはやっぱりつないでいかなければならないということになりますよね、同じ相楽として。そのところで何をするかというところを考えながら、今後検討していかなければならないと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第8号、平成28年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算について、採決します。

この採決は、挙手によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長 挙手全員であります。

よって議案第8号、平成28年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算については原案のとおり可決されました。

以上で、本日の質疑は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成28年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会を閉会します。

本日は長時間にわたり慎重に御審議を賜り、大変ありがとうございます。

議員の皆様の今後ますますの御健勝と御活躍を御祈念申し上げ、大変御苦勞さまでございました。

(午後4時52分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

相楽郡広域事務組合議会議長 杉岡 義信

会 議 録 署 名 議 員 大倉 博

〃 小西 啓